公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中「第五号イ」を「第四号イ」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第十一号中「第五号イ」を「第四号イ」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第十四条の二十九中「二十五年」を「十年」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、「新国民年金法第十条第一項の規定又は同法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「国民年金の被保険者期間又は」を削る。

第四十四条の前の見出しを削り、同条第一項第四号中「通算老齢年金」の下に「（通算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者又は前条第一項各号に掲げる者に支給されるものに限る。）」を加え、同項第五号中「通算老齢年金」の下に「（通算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者、旧国民年金法第二十九条の三第二号から第四号までのいずれかに該当する者又は他の法令の規定により同条各号のいずれかに該当する者とみなされた者に支給されるものに限る。）」を加え、同条を第四十四条の二とし、第四十三条の二の次に次の見出し及び一条を加える。

（遺族基礎年金の支給要件に関する経過措置）

第四十四条　昭和六十年改正法附則第二十七条に規定する政令で定める通算老齢年金は、通算老齢年金であつて、次の各号に掲げる者に支給されるものとする。

一　旧厚生年金保険法第四十六条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する者

二　他の法令の規定により旧厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当する者とみなされた者

2　昭和六十年改正法附則第二十七条に規定する政令で定める通算退職年金は、通算退職年金であつて通算対象期間を合算した期間が二十五年未満であるものとする。

第四十八条の表旧国民年金法の項第三欄中「保険料納付済期間」を「保険料納付済期間、」に改め、「被保険者期間」の下に「につき第二十六条に規定する要件に該当していた」を加え、同項第四欄中「同じ。）」を「同じ。）、」に改め、「被保険者期間を除く。）」の下に「に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である」を加え、「除く。）又は」を「除く。）若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定により読み替えられた旧国民年金法第二十六条中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。

第八十八条第一項第五号及び第七号中「規定する者」の下に「（同号イに該当する者にあつては、通算対象期間を合算した期間が二十五年未満である者を除く。）」を加え、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「二十五年（昭和六十年改正法附則別表第一の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条において同じ。）」を「十年」に、「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に、「二十五年以上」を「十年以上」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「から第四項までの規定」を削り、「組合員期間等」の下に「が二十五年未満」を加え、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」が二十五年未満」に改め、「旧適用法人施行日前期間の」の下に「と、「組合員期間等が二十五年以上」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等が二十五年以上」と、同条第二項から第四項までの規定中「組合員期間等」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等」」を加える。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第十六条の表第十五条第三項の項下欄中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第五項中「昭和三十六年法律第百八十一号」の下に「。第九十一条の二及び第九十九条の二において「旧通則法」という。」を加える。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（旧国家公務員共済組合員期間を有する者で大正十五年四月一日以前に生まれたものに係る老齢厚生年金の支給要件の特例）

第九十一条の二　旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、保険料納付済期間（国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下この条及び第九十九条の二において同じ。）、保険料免除期間（同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。以下この条及び第九十九条の二において同じ。）及び合算対象期間（同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。）第九十九条の二において同じ。）を合算した期間が十年以上である者であつて、大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧国共済法第七十九条の二第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」として、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、厚生年金保険法第四十二条（同法附則第十四条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者でないものとみなす。